NTT

在宅のひとり暮らしの方に

「緊急通報装置」を設置します

阪南市健康福祉部介護保険課

居宅の６５歳以上のひとり暮らしで介護保険の要介護(支援)の認定を受けた方に、家庭内の事故や急病などの緊急事態発生時に、速やかに消防署や警察等に通報できるように緊急通報装置を設置しています。

この通報装置は、阪南市と契約したセキュリティ会社が機器を設置し、利用者などが装置のボタンを押すと電話回線または、電話回線のない方は委託事業者指定の「携帯型緊急通報装置」を通じてセキュリティ会社のセンターで信号をキャッチし、協力員の協力を得て緊急事態に対処するという方法を採用しています。

●対象者：介護保険の要介護（支援）の認定を受けた居宅で独居の６５歳以上の人

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住している人は対象となりません。

※緊急時に自宅内に入って安否確認ができる協力員が原則２人(最低１人)必要です。

●費　用：月額９７９円税込（市民税非課税世帯の人は免除）

●手続き方法

①介護保険課窓口でお問い合わせください。

世帯状況、課税状況、要介護（要支援）認定状況などを確認します。

②介護保険課からお住まいの地区のコミュニティソーシャルワーカーに連絡の上、ご自宅を訪問し、生活の状況をお聞かせいただき、また民生委員に設置についてのご意見をお聞きした上で、

③コミュニティソーシャルワーカーが申請書をお預かりします。介護保険課に行き、支給申請書の提出と訪問した結果を報告します。

④介護保険課は、報告内容を基に、緊急通報装置の設置することの適否を審査し、設置決定(却下)を通知します。

⑤設置が決定された方には、阪南市から委託のセキュリティ会社に緊急通報装置の設置を依頼します。設置の電話連絡がありますので、希望日などを伝えてください。

※世帯の課税状況は毎年７月に確認させていただきます。

※利用者の体調や入退院などの安否確認や協力員及び緊急連絡先の変更把握のため、委託のセキュリティ会社から定期的(３ケ月に１回程度)に電話確認があります。

※緊急時に窓ガラス等を割って入室した場合、復旧にかかる費用は利用者負担になるため、利用者の希望により委託のセキュリティ会社に自宅の鍵を預けることができます。

※昼間独居など、対象にならない人には個人契約、その他ご利用できるサービスについて情報提供します。

問い合わせ先：阪南市健康福祉部介護保険課　　〒599－0292　阪南市尾崎町35－1

TEL:072－489－4526　FAX:072－473－3504　MAIL:kaigo@city.hannan.lg.jp

**阪南市高齢者緊急通報装置の緊急通報システムの流れ**

**阪南市健康福祉部介護保険課**

■緊急通報システムの流れ

① 利用者などがボタンを押す。

② 電話回線または、携帯型緊急通報装置を通じてその信号をセンターでキャッチ。

③ センターから緊急通報装置を通して音声で確認をする。

応答のない場合、あるいは応答で緊急事態発生を確認できた場合、

センターから消防署や警察等に通報する。

④

緊急対処要員（セキュリティ会社社員または、消防）が駆けつける。

必要に応じて、協力員に利用者宅に駆けつけるよう連絡。

連絡は、第１協力員が不在の場合、第２協力員宅へという手順になります。（原則協力員２名・最低１名が必要です。）

※ 利用者の希望によりセキュリティ会社に鍵を預けることもできます。

⑤

⑥ 救急車の搬送等があった場合、必ず緊急連絡先と協力員に連絡する。

■その他の注意事項

次の事項に該当した場合は、介護保険課に届出が必要です。

特に非課税世帯にて利用料が公費負担の方は速やかな届け出のない場合、

かかる公費負担費用を返還して頂くことがございますのでご注意ください。

なお②～⑥に該当する場合は、緊急通報システムの対象外となりますので、緊急

通報装置を返還していただきます。

①氏名を変更し、又は転居したとき。

②阪南市から転出したとき。

③医療機関への長期入院、施設入所、有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居したとき。

④親族などと同居し、ひとり暮らしでなくなったとき。

⑤要介護（支援）認定が非該当になったとき。

⑥死亡したとき。

⑦その他申請内容に変更があったとき。

問い合わせ先：阪南市健康福祉部介護保険課　 〒599-0292阪南市尾崎町35-1

　　 TEL：072-489-4526　FAX：072-473-3504 MAIL:kaigo@city.hannan.lg.jp